

## 地域包括支援センターについて

### 1 設置目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されている(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第1項)。

### 2 設置主体

センターは、市町村が設置できることとされている。(法第115条の46第2項)また、包括的支援事業の実施の委託を受けた者も包括的支援事業等を実施するためにセンターを設置できることとされている。(法第115条の46第3項)

仙台市では包括的支援事業の実施の委託を行っており、中学校区を基本とする日常生活圏域毎に、平成24年度からは市内に49のセンターが設置されている。

### 3 地域包括支援センターの事業

#### (1) 地域支援事業

(被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業)

包括的支援事業(法第115条の45第1項第2～5項)

- ・ 介護予防ケアマネジメント業務  
(二次予防事業対象者に対する介護予防ケアマネジメント)
- ・ 総合相談支援業務  
(総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握 等)
- ・ 権利擁護業務  
(高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応 等)
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務  
(個々の介護支援専門員へのサポート 等)

厚生労働省令で定める事業(介護保険法施行規則 第140条の64)

- ・ 二次予防事業対象者の把握に関する事業
- ・ 介護予防に関する普及啓発を行う事業
- ・ 介護予防に関する活動を行うボランティア等の人材の育成並びに介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援を行う事業 等

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第 115 条の 46 第 5 項）

（地域の保健・福祉・医療サービスをはじめとするさまざまな社会的資源の有機的連携を支える「地域包括支援ネットワーク」の構築に向けた「地域ケア会議」の設置・運営）

（ 2 ） 指定介護予防支援事業（法第 115 条の 22）

（要支援者への予防給付に関するケアマネジメント業務）

#### 4 職員体制

各センターには、原則として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種を配置し、それぞれの職種が主たる担当職務に加えて相互に連携・協働しながら、情報を共有し、チームアプローチによる運営を行うこととしている。

【地域包括支援センターイメージ図】

